

「港区在宅緩和ケア・ホスピスケア基本方針」の概要

〔 検討の背景 〕

生涯のうちでがんにかかる確率
男性2人に一人
女性3人に一人
がんの死亡率
30%

緩和ケアの定義(WHO)
「がんの初期段階から開始し、治療と平行して行うことで、患者とその家族の痛みやつらさをサポートしていく」

港区民介護者の現状
「自宅で終末期を迎えたいが、介護してくれる家族の負担が大きく、在宅は難しい」と考えている人が介護経験者の約6割

〔 現状と課題 〕

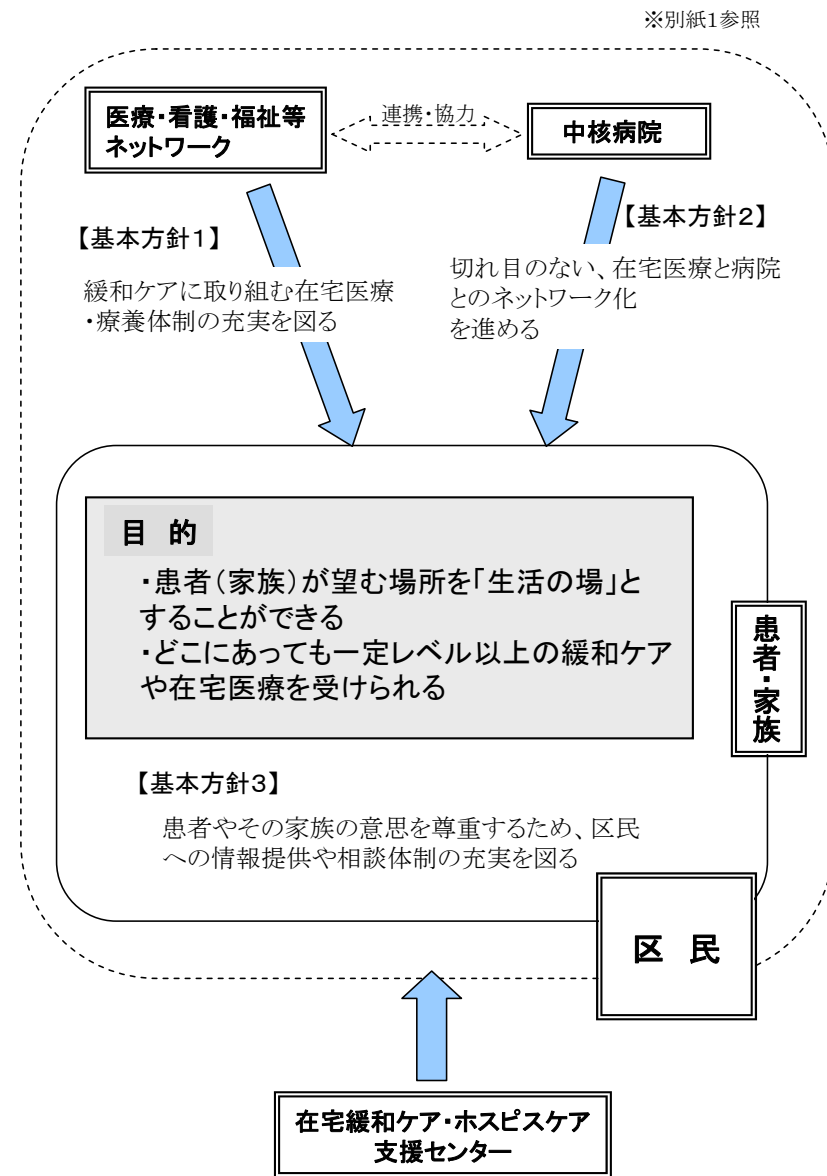
- ・高齢化の中で、今後看取りの場としての自宅の役割は増大していく
- ・在宅療養では、看護・介護の人材・人手不足
- ・在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、地域包括支援センター、訪問介護事業所、ケアマネジャー等の連携や、支えあえる仕組みづくりが必要

- ・緩和ケアに精通した医療従事者の育成・確保が重要
- ・患者の希望に応じて在宅に移行できるように、退院支援の充実が不可欠
- ・容態急変時の受入先や対応が明確になっていることで、患者・家族の不安感を軽減

- ・一般区民への、緩和ケアについての周知が必要
- ・がんの知識、治療・療養方法等についての相談窓口が必要
- ・在宅療養を選択できるような支援の仕組みづくりが必要

- ・区内の在宅緩和ケアを推進するため、情報発信、相談事業、連絡調整機能を担える拠点となる施設が必要
- ・看護・介護する家族の負担軽減させるような機能が大切

〔 目的と基本方針 〕



〔 施策の方向 〕

【基本方針1】

- (1) 地域での医療・看護・福祉等の連携体制を整える
- (2) 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携(かかりつけ制度)
- (3) 少数職種の派遣体制の確立

【基本方針2】

- (1) 病院内における緩和ケアの診療・相談体制の強化
- (2) 退院時の患者支援の推進
- (3) 容態急変時の受入の協力体制

【基本方針3】

- (1) 相談体制の整備
- (2) 講演会等、緩和ケアや在宅療養に関する普及啓発活動
- (3) 在宅での緩和ケアを受けやすくする仕組みづくり

【基本方針4】

以下のような機能を有するセンターを整備

- ① 調整機能
- ② 人材登録機能
- ③ バックアップ機能
- ④ 人材育成機能
- ⑤ 総合相談機能
- ⑥ 普及啓発機能

〔 実施体制等 〕

※別紙2参照

